

# 令和4年度 北方学園中学校部活動規定

北方学園中学校

## 1 目的

- (1) 部活動を通して、知識や技能の向上に努め、心身の健全な発達を図り、自主性・社会性・忍耐力・協調性などの社会生活において必要な資質や能力を養う。

## 2 方針

- (1) 部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われ、興味・関心のある同好の生徒が参加し、各部顧問の指導の下、学校教育の一環として行うものとする。(中学生としての学業・勉学への取組が不十分であれば活動できない場合がある)
- (2) 技能や体力の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、好ましい人間関係の構築を図る、学習意欲の向上や自己肯定感・責任感・連帯感の涵養に資するなど生徒の多様な学びの場とする。
- (3) 生徒にとって望ましい活動環境を構築するとともに、地域・学校・運動種目や文化的活動等の実態に応じて最適な活動が行われ、かつ、生徒にとってバランスのとれた学校生活(心身の成長等)を送ることができるようにする。
- (4) 学校全体として、運動部活動の指導・運営に係る体制を構築するものとする。

## 3 活動上の留意点

- (1) 各部の活動は生徒の発達状況や健康状態を考慮し、年間の見通しを立てて参加大会等の精選を行い、計画的に活動する。なお、参加の際は参加計画書を作成し、職員で共通理解を図る。
- (2) 体調不良で保健室利用が1時間以上あった場合は、安全面を考慮し、原則として部活動は参加できないものとする。
- (3) 一日の活動時間は平日2時間程度、休業日は4時間(半日)程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- (4) 突発的な事故や問題が起こった場合は、校長、教頭、保護者、関係職員と連携を図り、生徒の安全を最優先に考慮した適切な対応に努めるものとする。
- (5) 学業第一の観点から、原則として学校が指定するテスト3日前より活動を全面中止する。ただし公式試合前においては校長の許可を得て、1時間程度の練習を認める。
- (6) 早朝・昼休みの活動は行わない。
- (7) 平日・放課後の活動時間は以下のとおりとする。

期 間	放課後の活動時間
3月から9月30日まで	帰りの会終了後～17:45(バス 18:00)
地区秋季体育大会から2月まで	帰りの会終了後～17:30(バス 17:45)

## 4 休養日の設定

- (1) 週当たり2日以上休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。

- (2) 「宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例」において「家庭の日」としている第3日曜日は、原則として部活動を実施しないこととする。
- (3) 週末や家庭の日に大会参加等で活動した場合は休養日を他の日に振り替える。
- (4) 週に1日以上は「リフレッシュデイ」を設定し、退庁時間以降の活動は行わないものとする。  
(本校では原則として、水曜日とする)
- (5) 長期休業期間の休養日についても、上記に準じた扱いを行う。また、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設けるものとする。

## 5 校則違反等による対応について

- (1) 触法行為があった場合は、1週間程度の部活動停止及び次回の公式大会不参加とする。また、部顧問会で部活動停止に該当すると認められた行為についても同様とする。
- (2) 校則違反やその場で改善できない服装容儀違反(パーマ、染色等、眉等)については、3日から1週間程度の部活動停止とする。原則として、ルールに則った形になるまで対外試合や公式大会不参加とする。
  - \* 諸問題が発生した時は、直ちに部顧問会を開き対応について協議する。
  - \* 部顧問は違反内容を確認し、生徒指導主事・学担・保護者と連携を図り、事後指導を行う。違反生徒は1週間程度の部活動停止とする。
  - \* 部活動停止期間中、違反生徒は部顧問の指導のもと奉仕作業等を行う。

## 6 その他

- (1) 入退部は本人及び保護者の同意を必要とし、各書類を学級担任が確認後、本人から直接部活動顧問に提出することで完了とする。(顧問保管)提出期間は以下のとおりとする

- 1年生は、4/13~4/28までとし、各書類を提出した者から活動することができる。ただし、この期間中に入部先を変更したいとの申し出があれば配慮する。
- 2, 3年生の提出期間は4/11までとする。

- (2) 活動する日に昼食(弁当・水筒)が必要な場合は、原則として持参させる。昼食の場所は教室とし、各部顧問が責任をもって指導する。
- (3) 大会等の前は、保護者の承諾・校長の許可を得て、一定期間練習時間を延長することができる。
- (4) 長期休業中の部活動の練習は別途計画により行う。
- (5) 部活動の登・下校及び練習時の服装は、制服・ジャージ・練習着・ユニフォーム・体育時の服装とする。
- (6) 各部室の使用は、所属部活動生に限り認める。部室は整理整頓に努め、不要な物は持ち込まない。各部の部長は活動場所・体育館等の施錠を責任もって行う。
- (7) 原則として、3年生の部活動は、運動部活動が総合体育大会、吹奏楽部は11月の干支の町フェスティバルまでとする。再開は、県立スポーツ推薦、私立特待の生徒は合格後学校長の許可を受けて再開できるものとする。その他の生徒については県立高校一般入試の後とする。卒業式後も学校長の許可を受けて継続活動できるものとする。